

**【委託】 パーパス動画及び業務紹介動画制作業務**

## 仕 様 書

※本仕様書は、予告なしに修正又は訂正する場合があります。

その際は、当機構ホームページ上にて仕様書の修正又は正誤表を公示いたしますので、必ずご確認ください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 1 委託事業件名

パーパス動画及び業務紹介動画制作業務

## 2 委託事業の目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）では、事業計画において広報活動の推進を掲げ、従前から機構の広報活動に力を入れてきた。その結果、テレビや新聞、Web ニュースなど、様々なメディアへの露出が増えてきたが、更なる認知度向上を目指すためには、機構の社会的意義や業務内容をより分かりやすく効果的に発信し、事業者や消費者など広く一般国民に認知されるように努めることが重要である。

また、近年 SNS が普及し、特に動画提供サービスの利用者数が増加していることが、毎年実施している機構の調査から判明しており、SNS 上での動画を用いた広報は、より広範囲に情報を伝える手段として有効である。

以上を踏まえ、本事業では、機構の情報発信強化及び認知度向上を図るため、パーパス動画及び業務紹介動画を制作することを目的とする。

## 3 用語の定義

本仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義の説明
パーパス動画	機構の事業目的、社会における存在意義などを紹介する動画
業務紹介動画	機構の設立経緯や分野（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野、マネジメント分野）ごとの業務などを紹介する動画
ビジュアルアイデンティティ (VI)	ロゴ、色彩等で、機構の特徴を表現する要素の集合体のことで、機構の理念や価値を視覚的に伝え、一貫性のあるイメージを定めたもの
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障害者を含めて誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること ※国及び地方公共団体等の公的機関は、総務省の発行する「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に準拠することが求められている

## 4 委託事業の内容

本事業では、パーパス動画及び業務紹介動画について以下の仕様に基づき制作すること。

いずれの動画も、機構が提供する機構ビジュアルアイデンティティマニュアル（参考 1 を参照）に従うとともに、ウェブアクセシビリティ（JIS X 8341-3:2016）の適合レ

ベル AA に準拠して制作すること。

なお、受託者は、本事業の各段階において適宜、機構企画管理部経営企画課広報企画室の担当職員（以下「担当職員」という。）に方向性及び内容を確認・相談するとともに、効率的に意思決定と進捗状況の共有を図る観点から、一月当たり 2 回程度を目途に機構との打合せを実施することとする。打合せの実施方法はオンライン（Microsoft Teams とし、機構が招集。）又は対面を想定する。

#### (1) パーパス動画

##### ア 制作する動画数

制作する動画は、次の構成とする。

種類 及び 時間	以下の計 6 種類 ① 機構全体 1 分程度【1 本】 ② 分野単体（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野）いずれも 1 分程度【（1 分野につき 1 本）× 5 分野】
言語	上記種類ごとに、日本語字幕のものと英語字幕のものの 2 パターンを制作（動画に登場する会話はいずれも日本語とする。）
解像度等	解像度（フル HD）、フレームレート（60fps）、アスペクト比（横長 16 : 9）

以上から、制作する動画数は、6 種類 × 2 パターン（言語）＝計 12 本となる。

さらに、上記①・②において、動画の完成前段階である字幕や BGM が入っていない状態の動画（計 6 本）についても制作すること。

##### イ 企画

- ・ 視聴者は、機構のことをよく知らない一般の方を想定し、機構の基本理念や各事業分野の使命（参考 2 を参照）及び行っている業務について、視聴者が端的にイメージ・理解できるような内容とすること。
- ・ 受託者は、撮影場所を事前見学するとともに、撮影内容について機構との打合せを行った上で台本及び絵コンテを作成し、撮影前に担当職員による内容確認を受けること。

##### ウ 撮影・編集

- ・ 動画の撮影は 4 K で行うこと。
- ・ 動画の制作に必要な映像素材を確保するため、取材や調達等を行うとともに、映像の撮影を行うこと。機構が YouTube や HP で既に公表している資料は活用しても良い。

<参考：機構の撮影場所>

本所（東京都渋谷区西原 2-49-10）

大阪事業所（大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16）

かずさ事業所（千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8）

- ・ 撮影不可の素材が映り込んでいた場合、該当部分をカット又はモザイク処理等を行うこと。
- ・ 機構の動画であることが一目で分かるような工夫をすること。
- ・ CG やアニメーション、ナレーション効果音、BGM、字幕などを挿入すること。

動画は、YouTube や X（旧：Twitter）、Instagram 等にアップロードできるよう MP4 形式とし、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット等でも画像・音声等が鮮明に視聴できるようフル HD の解像度とすること。

## (2) 業務紹介動画

### ア 制作する動画数

制作する動画は、次の構成とする。

種類 及び 時間	以下の計 9 種類 ① 機構全体（全体概要説明及び④を全て包含したもの）10 分程度【1 本】 ② 機構全体の短縮版（①をベースに再構成し時間を短縮したもの）3 分程度【1 本】 ③ YouTube ショート用の短編動画（①の本編動画へ誘導するためのもの）1 分以内【1 本】 ④ 1 分野単体（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野、マネジメント分野）いずれも 1 分程度【（1 分野につき 1 本）× 6 分野】
言語	上記種類ごとに、日本語字幕のものと英語字幕のものの 2 パターンを制作（動画に登場する会話はいずれも日本語とする。）
解像 度等	解像度（フル HD）、フレームレート（60fps）、アスペクト比（①・②・④ 横長 16：9、③ 縦長 9：16）

以上から、制作する動画数は、9 種類 × 2 パターン（言語）＝計 18 本となる。

さらに、上記①・②・③・④において、動画の完成前段階である字幕や BGM が入っていない状態の動画（計 9 本）についても制作すること。

### イ 企画

- ・ 視聴者は、主に、機構の業務をよく知らない就職活動者や見学者を想定し、機構が行っている業務（具体的な業務内容及び参考情報については、契約締結後に機構から受託者に提示する。）について、視聴者が分かりやすくイメージ・理解できるような内容とすること。

- ・ 受託者は、撮影場所を事前見学するとともに、撮影内容について機構との打合せを行った上で台本及び絵コンテを作成し、撮影前に担当職員による内容確認を受けること。

#### ウ 撮影・編集

- ・ 動画の撮影は4Kで行うこと。
- ・ 動画の制作に必要な映像素材を確保するため、取材や調達等を行うとともに、映像の撮影を行うこと。機構がYouTubeやHPで既に公表している資料は活用しても良い。また、機構の業務内容を説明する場面では、機構の若手職員を起用する。

<参考：機構の撮影場所>

本所（東京都渋谷区西原 2-49-10）

大阪事業所（大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16）

かずさ事業所（千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8）

- ・ 撮影不可の素材が映り込んでいた場合、該当部分をカット又はモザイク処理等を行うこと。
- ・ 機構の動画であることが一目で分かるような工夫をすること。
- ・ 特に、機構全体の業務を紹介した動画については、分野等の場面が変わるタイミングで切り取っても違和感のない構成とするとともに、視聴者が最後まで飽きずに視聴できるような工夫をすること。
- ・ CG やアニメーション、ナレーション効果音、BGM、字幕などを挿入すること。
- ・ 動画は、YouTube や X（旧：Twitter）、Instagram 等にアップロードできるような MP4 形式とし、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット等でも画像・音声等が鮮明に視聴できるようフル HD の解像度とすること。

#### 5 応募者に求める事項

- (1) 過去に、官公庁や企業等のパーパス動画と職場紹介動画の企画・制作について、合計 10 件以上の実績を有すること（件数は契約単位を指す。また、いずれの動画について少なくとも 1 件以上の実績を有すること。）を必須要件とする。
- (2) 受託に際し、以下の実施体制を確保すること。
  - ア 決定したスケジュールに基づき、業務を確実に遂行できる体制であること。
  - イ 当該業務の実施体制や役割分担について、制作が実施可能な社内組織を有し、制作に十分な人員の確保がなされていること（外注・再委託先を含む。（「9 再委託等」参照））
  - ウ 責任者が中心となって、全社的にバックアップする体制を整えていること。
  - エ 当該業務を円滑に行うための資金力を有していること。

- オ 当該業務の実施に必要な設備を有していること。
- カ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況）に基づく取組をしていることが望ましい。
- キ 体制を変更しようとする場合、事前に、機構に変更案の報告を行い、確認を得ること。また、機構から変更案について異議があった場合は、代替案を示す等協議を実施すること。

- (3) 応募者は、「4 委託事業の内容」における各業務に係る作業スケジュールの概要を作成し、機構に提示すること。

また、受託者は、契約締結後速やかに、本事業における詳細な作業スケジュール、進捗管理に係る実施体制及び実施方法等について、担当職員に説明し承認を得ること。

## 6 所有権及び著作権

- (1) 受託者が機構に対し納品する納品物の所有権は、納品物の引渡し時に受託者から機構に移転すること。
- (2) 受託者は機構に対し、納品物たるデータ等の著作権（以下「本著作権」という。）を譲渡すること。機構は自由に複製、改変、印刷、配布することができるものとする。
- (3) 本著作権には、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条及び第28条に規定する権利を含むものとする。
- (4) 機構に譲渡される所有権及び著作権の対価は、本契約によって機構から受注者に支払われる金額に含まれているものとする。
- (5) 受注者は、納品物について、自ら著作者人格権の行使をせず、また、自己の従業員その他納品物たる制作物の著作に関わった者をして著作権又は著作者人格権を行使させないことを保証すること。
- (6) 本事業に関わる全ての原稿及び資料の著作権及び二次的著作物の著作権は、原則として機構に帰属する。また、受注者はこれらに関する著作者人格権を行使しないこと。
- (7) 第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が機構の責に帰する場合を除き、請負者の責任、負担において一切処理すること。

## 7 契約不適合責任

本事業に係る契約不適合の事実を知った時から1年以内に、契約不適合が認められた場合又は担当職員から問合せを受けた場合、速やかにその原因を究明し、担当職員

に報告するとともに、その原因の所在が受注者にある場合、受注者の責任において対策を講じること。また、それに要する費用も受注者でまかなうこと。

なお、契約不適合により第三者に与えた損害については、全て受注者の責任において処理解決するものとする。

## 8 納期等

### (1) 履行期限

契約締結日から令和8年3月27日（金）

### (2) 納品場所

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部経営企画課広報企画室

### (3) 納品物等

#### ア 納品物

パーパス動画 12 本及び業務紹介動画 18 本の合計 30 本の動画を格納した ZIP ファイル

また、以下のものも併せて納品すること。

- ・ 動画制作の工程で撮影した素材、購入した映像・画像、音楽等の素材一式
- ・ 動画の完成前段階である字幕やBGMが入っていない状態の動画一式

#### イ 書類

以下の報告書について、令和8年3月27日（金）までに機構へ提出すること。

- ・ 成果報告書（契約書 様式2）
- ・ 実績報告書（契約書 様式4）

#### ウ 納品物に関する注意事項

- ・ ドキュメントは、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint 等で作成され、図面を含めて書き換え可能で汎用的な形式とすること。
- ・ 電子媒体は、必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左（電子媒体）と共に納品すること。

### (4) 納品方法

担当職員が指定するインターネットを通じたファイル交換サービスを利用し納品すること。

## 9 再委託等

本事業に係る業務の全部を一括して外注又は再委託（以下「再委託等」という。）をしてはならない。

また、本事業に係る業務の一部を再委託等する場合は、事前に再委託等先の名称、住所、再委託等を行う業務範囲、再委託等を行う必要性、再委託等先に対する管理方法そ

の他機構の指示する事項について記載した書面を提出し、機構の承認を得なければならない。

#### 10 履行に関する注意事項

- (1) 受託者は、契約締結後 1 週間以内に機構との打合せを実施し、企画内容、制作スケジュール、実施体制、実施方法、報告様式等、本事業の基本的な運営方針について担当職員とすり合わせを行うとともに、それらの結果を取りまとめた計画書を作成し、速やかに機構の承認を受けること。
- (2) 本仕様書で不明な点がある場合は、担当職員に適宜問合せを行うなど解決に努め、機構の制作意図を踏まえた動画を制作すること。
- (3) 業務の実施にあたって発生する決定事項、事情の変更や状況の変化について機敏かつ柔軟に対応し、適切な措置を取ることができる体制を整えておくこと。
- (4) 英語字幕については、事前に受託者側でネイティブチェックを行い、機構の確認を受けること。
- (5) 価格には、本件業務を実施するに当たっての付帯費用の全てを含むものとする。
- (6) 本事業の実施にあたって発生する一般管理費は、直接経費の 10%以内とすること。なお、一般管理費率が 10%を超える場合は、提案書と併せ、理由及び契約実績を明記した書類を提出すること。
- (7) 本件業務に関する事項のうち、協議等の上合意した事項については、本事業における仕様の一部とみなし、その履行を要求できるものとする。
- (8) 本仕様書に記載されていない作業上の疑義等については、機構と協議の上、これを決定すること。
- (9) 使用する画像や音源等の素材は、オリジナルなものか著作権フリーなものを使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。また、生成 AI を使用して制作した動画を用いてはならない。
- (10) 納品後、受託者の瑕疵による制作物の不備が確認された場合、機構の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うこと。
- (11) 受託者が、本事業の実施中及び終了後において本事業に関わる事故が発生した場合は、直ちに事故の内容とその対処措置を機構に連絡するとともに、対処後の詳細な経過や結果を口頭及び文書により報告すること。
- (12) 受託者は本契約に関し、機構が開示した情報（公知の情報等を除く。）、本委託事業を通じて知り得た情報、本委託事業の成果物等の情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- (13) 納品物については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められている品目については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が定

めた方針

(<https://www.nite.go.jp/nite/jyohokukai/sonotahojin/keiyaku/kankyo/green26-1.html>) を満たすこと。

以上